

# 社会福祉法人あおい会 障害事業部

## 虐待防止のための指針

### 第1条 事業所における虐待防止に関する基本的な考え方

障害児者に対する虐待は、その尊厳を害するものであり、障害児者の自立と社会参加にとって障害児者虐待の防止を図ることが重要です。障害児者に対する虐待の禁止、障害児者虐待の予防及び早期発見、障害児者の権利利益の擁護を遵守します。

### 第2条 虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項

当法人では、虐待防止委員会を設置します。

#### ①設置目的

社会福祉法人あおい会の障害福祉サービス事業を利用する利用児者が、他者からの不適切な扱いにより権利利益を侵害される状態や生命、健康、生活が損なわれることのないよう、虐待に関する正しい知識を持って適切な防止策を行うことを目的とします。

#### ②虐待防止委員会の開催

委員会の開催は年に1回以上の開催とし、必要に応じてその都度開催します。

#### ③虐待防止委員会の構成

- ・統括管理者
- ・各拠点管理者

以上を持って組織します。

### 第3条 虐待防止のための職員研修に関する基本指針

当法人では支援員、その他従事者に対し虐待防止のための研修を定期的を実施します。

#### ①研修の実施

- ・虐待防止のための研修は年1回以上開催します。
- ・新規採用職員がある場合は虐待防止のための研修を必ず行います。

#### ②研修の記録

- ・虐待防止のための研修を法人内で実施し、開催の都度、記録を作成します。

### 第4条 施設内で発生した虐待の報告方法等の方策に関する基本指針

虐待事例が発生した場合は、当事者の安全確保を最優先としながら、障害者虐待防止法に基づいて、速やかに関係行政機関へ通報をします。行政の指示に従うとともに、事例発生事業所にて虐待事例に関する聞き取りや事実確認と原因究明を行います。一連の流れを虐待防止委員会へ報告し、協議を行います。

### 第5条 虐待発生時の対応に関する基本方針

虐待事例が発生した場合、虐待防止委員会へ報告を行い、事例を集計・分析、再発

防止策を講じた結果を従業者に周知します。また、再発防止策を講じた後に、その効果についての検証を行います。

#### 第6条 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

この指針は施設内にて閲覧できるようにし、利用児者及び家族が自由に閲覧できるようにします。

#### 第7条 その他虐待防止の適正化の推進のために必要な基本方針

状況や時代背景に応じた考えを取り入れて、支援の質の向上に努めます。

#### 〈附則〉

本方針は、令和4年4月1日から運用する。